

(東京高等裁判所経由)

さいたま地裁総第387号

(組ろ-05)

平成25年2月26日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

さいたま地方裁判所長 荒井 勉

執行官事務の査察について

(平成6年12月20日付け民三第454号に基づく報告)

標記の査察結果は、別添報告書のとおりです。

平成25年2月25日

さいたま地方裁判所長 殿

さいたま地方裁判所執行官監督官 中西 茂

平成24年度執行官事務査察の結果について（報告）

標記の査察結果は、下記のとおりです。

記

1 査察実施日

(1) 自庁査察

本 庁	平成24年6月15日（金）
越谷支部	〃 6月22日（金）
川越支部	〃 6月29日（金）
熊谷支部	〃 6月20日（水）
秩父支部	〃 6月21日（木）

(2) 全庁査察

本 庁	平成24年11月15日（木）
越谷支部	〃 11月21日（水）
川越支部	〃 10月31日（水）
熊谷支部	〃 10月19日（金）
秩父支部	〃 10月2日（火）

2 重点査察事項

(1) 自庁査察

ア 事件の処理に関する事項

イ 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項

ウ 前回の査察時に指摘された事項のその後の取扱い

(2) 全庁査察

ア 現況調査報告書の（長期）未提出事件の提出促進に関する事項

イ 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項

ウ 明渡（引渡）執行事件の処理に関する事項

3 査察の結果

重点査察事項に関しては、次の各点を是正・改善を要する事項として指摘したが、そこに示されたとおり、特段大きな問題は見られなかった。

なお、重点査察事項以外の査察事項に関する指摘事項にも、特段大きな問題は含まれていなかった。

(1) 自庁査察における指摘事項

別紙第1のとおり。

(2) 全庁査察における指摘事項

別紙第2のとおり。

(別紙第1)

自庁査察における指摘事項

1 事件の処理に関する事項について

- ① 動産執行事件において、申立書に立会希望なしとの記載はあるものの、通知不要との記載はないにもかかわらず、債権者に執行日時を通知していない。
- ② 定型の様式によらない申立書において債務名義の還付申請の記載がないにもかかわらず、債務名義を還付している。
- ③ 仮処分事件において、点検が8か月又は1年程度実施されていないものがあつたところ、それが具体的に妥当な取扱いであつたかどうかの事情が記録からうかがえない。債権者に対する進行照会の際、点検の要否についても意見を聴き、それを記録化しておくことが望ましい(なお、債権者への照会自体の状況には、問題がなかつた。)

(以上本庁)

- ④ 明渡し執行事件において、執行費用が足りなくなるおそれがあるとして債権者に納付の指示こそしたものの、1年半近く執行に着手していない(期限を定めて納付を指示し、納付がなければ申立てを却下することが相当と考えられること、仮に納付済みの予納金で執行に着手できるのであれば、その範囲で執行を行うことが相当であるとの指導がされた。)
- ⑤ 現況調査事件において、占有者及び占有権原が確定できないとして、受命から半年近くたっても未済のままとなっている(一人で抱えて悩むのではなく、提出期限を徒過する前に、執行裁判所に相談するよう指導がされた。)

(以上越谷支部)

- ⑥ 明渡し断行時に指定した遺留品の売却期日について、債権者から延期申請が書面で提出されたが、期日を変更したかが記録上明らかでない。
- ⑦ 明渡し断行日(債務者不在)の執行調書の執行着手時間が、明渡し催告の際に告知した明渡し断行日時よりも早い時間になっているものがあつた。

(以上川越支部)

- 2 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項について一部の[]において、内部に置かれた決裁箱に多量の資料が入れられており、それが資料なのか記録又は事件書類なのかが一見して明らかではない状態にあった（やむを得ず[]に資料等を置く場合には、資料等と記録又は事件書類とが紛れるおそれのないような明確な分別をすべきことを指導した。）。

(本庁)

- 3 前回の査察時に指摘された事項のその後の取扱いについて

前回指摘した次の各点については、是正・改善が徹底されていなかったため、再度注意喚起がされた。

- ① 申立書の受付日付印の傍らにすべき認印が漏れている。
- ② 執行日時の指定書に時刻の記載が漏れている。
- ③ 執行不能調書に執行官の押印を欠いている。

(以上本庁)

- ④ ブロックの上に簡易物置を設置したような状態のものを建物と認定した現況調査報告書が提出されたが、その認定根拠が明らかでないため、認定根拠となる事実を更に調査すべきである。

(川越支部)

以上

(別紙第2)

全庁査察における指摘事項

1 現況調査報告書の(長期)未提出事件の提出促進に関する事項について
なし。

2 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項について

① 執行費用計算書では臨場後中止手数料を受けたことがわかるが、臨場後中止の事実が調書等で記録上明らかになっていない。

(越谷支部)

② 執行費用計算書において「臨場後中止」と記載すべきところ、「取下書受理」等と記載している。

③ 明渡しの催告において、不動産5個分の手数料(5万円)を受けているが、不動産の個数認定に関する調書の記載が不十分で、個数の認定根拠が明らかでない。

(以上熊谷支部)

3 明渡(引渡)執行事件の処理に関する事項について

執行費用が多額になることから債権者が費用を予納しないため、平成22年の申立て以来、全く進行していない土地の明渡執行事件がある(別紙第1の1の④と同一事件。少なくとも経過を記録上明らかにしておくよう指導した。)

(越谷支部)

以上